

守谷市政治倫理審査会の概要

守谷市の政治倫理審査会は、政治倫理確立のために必要な事項の調査、審査等を行う機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市の附属機関として設置した審査会です。主な、職務、身分等につきましては、以下のとおりです。

1 審査会の主な職務

- 市長、副市長、教育長又は市議会議員が、守谷市長等の政治倫理に関する条例（以下「市長等条例」と表記）又は守谷市議会議員の政治倫理に関する条例（以下「議員条例」と表記）に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがある場合や、市民からその旨の調査請求があつた場合、又は契約に関する遵守事項に反する行為をした疑いがある場合に審査会を開きます。
- 必要な調査、審査等を行い、違反があつたかどうかの判断を行います。
- 倫理基準に違反するとの結論が出た場合には、調査結果を市の広報やホームページ等でその旨を公表します。

2 審査会の開催回数

令和元年度	0回	平成25年度	0回
平成30年度	0回	平成24年度	0回
平成29年度	1回（委嘱状の交付等）	平成23年度	1回（委嘱状の交付等）
平成28年度	0回	平成22年度	0回
平成27年度	0回	平成21年度	1回（条例改正）
平成26年度	1回（委嘱状の交付等）		

※ 市民からの調査請求による審査会は平成13年度以降開催されておりません。

※ 平成30年6月に条例を改正し、市長等の条例と、議員の条例に分けられました。

3 審査会委員の構成

委員会の委員は次の5人で構成されています。

- （1）専門的知識を有する者 2人
- （2）選挙権を有する守谷市民から公募により選出 3人

※ 「専門的知識を有する者」につきましては、現在、大学教授と弁護士にお願いしています。

4 委員の任期

3年

5 審査会委員の身分

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職です。

6 報酬等

会長 11,900円（日額）

委員 10,300円（日額）

※この金額から所得税が控除された金額を支給します。

※上記報酬のほか、交通手段等に応じて費用弁償を支給します。

【参考資料】市長等条例・議員条例（概要抜粋）

政治倫理基準及び責務

- ◆ 市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- ◆ 常に市民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使していかなる報酬等も授受しないこと。
- ◆ 市が発注し、又は関係する工事等に関して、自己又は特定の者のために特定業者と契約を締結しないとともに、不当に有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- ◆ 市職員の採用に関して、自己又は特定の者のために、特定の個人を不当に有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- ◆ 市営施設等に入居し、又は入所することに関して、自己又は特定の者のために特定の個人を不当に有利又は不利な取り計らいをしないこと。

刑法事犯に関する規定

- ◆ 刑事事件について起訴された後、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、市民に対する説明会を開催するものとする。
- ◆ 市長等は、刑法第197条から第197条の4まで又は第198条に定める贈収賄罪その他市長等の職責に照らし市長等としての適格性を欠く犯罪に関する刑が確定したときは、市民全体の奉仕者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続を行うものとする。
- ◆ 議員が有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会は、その名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため必要な措置を執るものとする。

兼業報告書の提出

- ◆ 市長等は、市長等又は配偶者、同居の親族、1親等の親族が①法人等の役員等に就いている場合。②法人等から収入を得ている場合。③法人等の出資者となっている場合。④法人等の経営方針に関与している場合は、市長等の任期開始の日から2箇月以内に兼業等報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- ◆ 議員は、議員又は配偶者、同居の親族、1親等以内の親族が事業を営んでいる場合及び親族等が①主として収益事業を営む法人等。②市の許認可が必要な事業を営む法人等。③市から補助を受け、又は受けようとする法人等の取締役、理事、監査役、監事、顧問又はこれらに準ずる職に就いている場合は、議員の任期の開始の日から1箇月以内に兼業等報告書を議長に提出するよう努めるものとする。

契約に関する遵守事項

- ◆ 市長等関係団体は、市が発注し、又は関係する工事等の契約の締結及び市が公募を行い選定する事業への応募を辞退しなければならない。
- ◆ 議員が、①役員をしている企業。
 - ②実質的に経営に携わっている企業。
 - ③並びに年額240万円以上の収入を得ている企業。

は、市及び市が関係する工事等の1回につき20万円を超える契約を辞退しなければならない。

市民の調査請求権

- ◆ 市民は、市長等及び議員がこの条例に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、調査を請求することができる。

《他市での事例》

◆飯塚市長・副市長の賭けマージャンについて

①一般職の勤務時間中に、賭けマージャンをおこなっており（条例4条1号違反）、②指定管理者に予定されている業者が参加しており便宜供与が図られた（条例4条3号違反）疑いがある。
 ⇒①条例4条1号に違反している。
 ②便宜供与の事実が確認できなかつたため、判断に至らなかつた。

第4条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

（1）市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
 （3）市が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦、紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。

◆唐津市長迂回献金疑惑等について

①市長が、選挙運動費用収支報告書について多額の資金の出所を修正したこと、および同報告書の作成に出納責任者が関わっていなかつたこと⇒条例3条4号に違反する。
 ②市長が代表を務める自民党佐賀県唐津市101支部が、市発注工事請負業者から寄附を受けていたこと、および市長選直前に市補助金交付団体から寄附を受けていたこと
 ⇒条例3条2号に違反し、その政治的姿勢は3条4号に違反する。
 ③101支部と後援会との間の不透明な寄附金の流れが生じていたこと
 ⇒条例3条2号及び4号に違反する。
 ④市長の後援活動を行う地域団体の役員全員が、市の駐在員になっていることについて
 ⇒3条4号に違反する。

第3条 市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

（2）政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。
 （4）市民を代表する者としてその名誉及び品位を議するような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

◆白河市議会議員の活動報告書への記載内容等について

※市議会議員が発行した個人の活動報告書に記載されている内容に行き過ぎた表現があり、市議会の名誉・品位を失墜させる行為であるとされた事例

【主な記載内容と審査会の見解】

《記載①》

「税金で走る選挙カーは必要か？選挙公営制度に疑問と苦情殺到！！」

《審査会の見解（抜粋）》

公職選挙法において、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会均等や候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度が設けられている。

全国で認められている選挙公営制度を一候補者が制度を利用しないことについては問題とするところではないが、制度上認められていることを、あたかも制度を利用することが悪いことのような表現は、市民に誤解を与え、正しく制度を利用している候補者を嘲弄するものであり、認められている制度の運用を妨げる行為である。

《記載②》

「長時間労働でプロのウギイス嬢を雇用する場合、実際には多額の費用が必要だと噂されている」

《審査会の見解（抜粋）》

選挙運動に従事する者のうち報酬を支給できる者への報酬額は、市公職選挙等執行規程により1日当たり1万5千円と決められており、その決められた報酬額以上を支給した場合は、選挙運動者に対する買収罪が適用される。審査対象議員からの説明では、過去に市議会議員に立候補した際、元バスガイドの話で1日3万円以下ではできないと言われたことを記載したとの説明であったが、実際に3万円で雇用した候補者がいたかどうかについての事実確認はしておらず、「噂」でしかないものである。

事実確認がされてない違法行為の「噂」を市民に対し情報発信することは、多くの市民に誤解を与え、市議会議員に対し多くの市民からありもしない疑惑を煽ることになり、市議会の信用を失墜させる行為である。

【結論】

これらの議会の品位又は名誉を損なう表現は、他人若しくは白河市議会の名誉を棄損する行為であると判断し、条例第3条第1号及び第8号の政治倫理基準に違反する。

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1)市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。
- (8)虚偽の事実や誹謗中傷の発言又は情報発信により、他人の名誉を毀損する行為をしないこと。